

保 育 所 等 訪 問 支 援

基 本 方 針

保育所等訪問支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

サービスの概要

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	訪問支援員 児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 訪問支援を行うために必要な数。 <input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者。
	管理者		<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	専用の区画		<input type="checkbox"/> 専用の事務室が望ましい。（他の事業と同一の事務室も可。） <input type="checkbox"/> 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保すること。
	支援の提供に必要な設備及び備品等		<input type="checkbox"/> 上記の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	<input type="checkbox"/> 指定保育所等訪問支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。 <input type="checkbox"/> 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
--------------------	--

上記について、確認しました。

事業者名称 :

代表者名称 :